

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	該当条項		
1	中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 名古屋市東区東新町1番地	特定大口都市ガスの見積り合わせ等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日付けで公正取引委員会から課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 当該事実を知った日から (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	第2号 (減免有)	3か月 令和6年3月27日～ 令和6年6月26日	物品の買入れ・委託業務等 (電力、燃料、不用品買受、コンピュータサービス、リース・レンタル、その他の業務委託等)
2	中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 大谷 真哉 名古屋市東区東新町1番地	特定大口都市ガスの見積り合わせ等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日付けで公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。			物品の買入れ・委託業務等 (電力、燃料、不用品買受)
3	栄屋食品株式会社 代表取締役 清水 盛幸 あま市下萱津坪井9番地	名古屋市内の病院において、食中毒を発生させたことが食品衛生法第6条第3号に違反した行為であるとして、令和6年3月9日に名古屋市保健所から営業禁止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 行政処分を知った日から (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	第2号	1か月 令和6年3月27日～ 令和6年4月26日	物品の買入れ・委託業務等 (給食、運搬・保管等、食料品、その他の業務委託等)